

新規出店促進事業補助金

補助率

最大 **40%**

※市内事業者による施工時

補助金額

最大 **50万円**

※中心市街地に出店する場合

対象業種

飲食店 / 小売業 / サービス業
(一部対象外あり)



必ず着工前に申請してください

詳しくは、裏面をご覧ください

(掲載協力)

上田珈琲豆焙煎堂

飯能市茜台1丁目4-25

補助率

市内事業者による施工時

40%

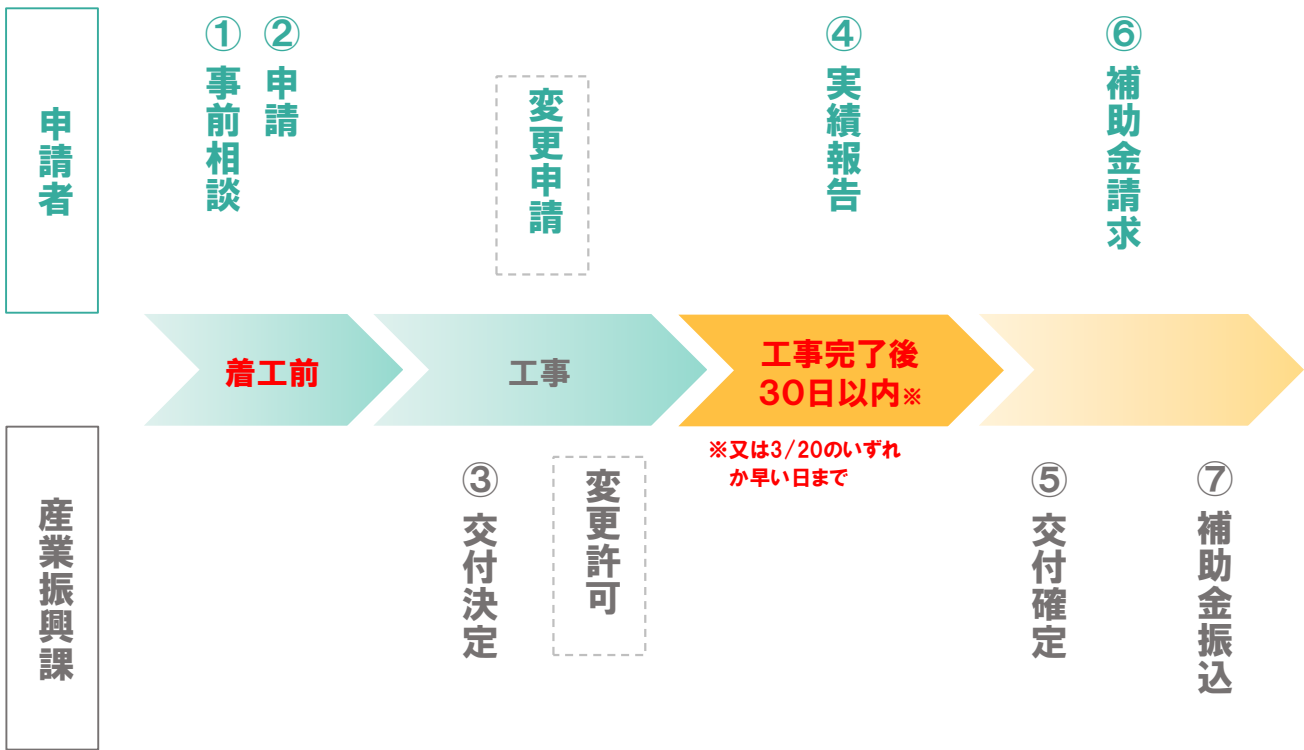
それ以外

30%

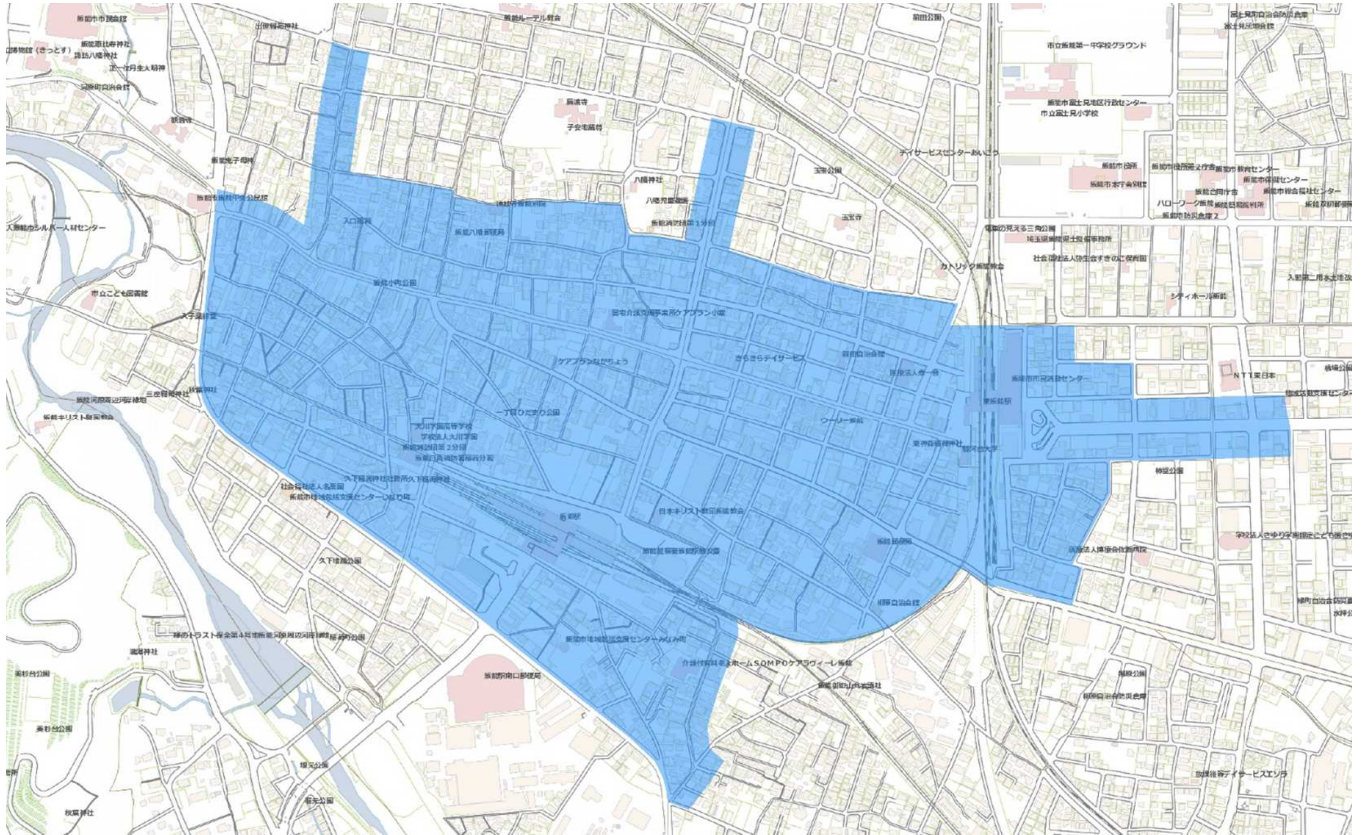
補助上限額

出店先	中心市街地	50万円
	上記以外	30万円

補助金の申請から交付までの流れ



中心市街地



申請時の提出書類

1. 補助金交付申請書
2. 工事の契約書又は見積書の写し
3. 店舗平面図
4. 工事施工前の写真(新築の場合は対象地の写真)
5. 市税に未納がないことが確認できる書類(市外在住の方のみ)
6. その他市長が必要と認めた書類

実績報告時の提出書類

1. 実績報告書
2. 工事費の領収書及び工事内訳書の写し
3. 工事施工後の写真
4. その他市長が必要と認めた書類

補助対象工事

- ✓ 市内で新たに新店をする方が行う店舗の新築や改修等の工事で20万円(税抜)以上のもの
- ✓ 建物の新築、リフォーム、リノベーション
(内装・厨房・トイレの改修／屋根・外壁の塗装／看板設置 等)
- ※ 備品の取得、外構工事等は対象外

補助対象業種

日本標準産業分類(令和5年総務省告示第256号)による以下の業種。

- 57 織物・衣服・身の回り品小売業
- 58 飲食料品小売業
- 592 自転車小売業
- 593 機械器具小売業(自動車、自転車を除く)
- 60 その他の小売業
- 705 スポーツ・娯楽用品賃貸業
- 7461 写真業(商業写真業を除く)
- 76 飲食店
- 771 持ち帰り飲食サービス業
- 772 配達飲食サービス業
- 782 理容業
- 783 美容業

※ 各業種コードは日本標準産業分類による。

※ 「管理、補助的経済活動を行う事業所」、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業」、「宗教活動を伴う営業及び宗教団体に関わる営業」、「不特定多数の人にサービスを提供しない営業」は対象外。

お問合せ

飯能市役所産業振興課

電話:042-986-5083(直通) 042-973-2111(代表)

メール:sangyo@city.hanno.lg.jp